



## 伊達市からのお知らせ (令和3年2月25日発行)

# 2月13日発生福島県沖地震(震度6弱)により 被害を受けられた皆様へ

このたびの福島県沖地震(震度6弱)により被災された皆様には、心からお見舞い申し上げます。  
被災された市民の皆様が、一日も早く安心安全な生活を再建できるよう、主な支援制度や減免についてお知らせします。詳しくは、各支援制度の担当課までお問い合わせください。

### 1 罹災証明の申請受付

【受付窓口】 各総合支所、市民課(市役所中央棟1階)

【受付時間】 8時30分～17時15分(木曜日は19時まで)

#### 【申請時に必要なもの】

	家屋(住宅、物置、店舗など)	家具・家財、自動車、農機具、機械設備など
申請書類	罹災証明願 ※窓口・ホームページでご確認ください。	
添付書類 など	後日、現地に調査員が被害程度の判定調査にお伺いしますが、調査前に洗浄・修理をする場合は被災箇所の画像を記録してしてください。	被害状況が分かる画像等を印刷したもの ※添付画像等をもとに被害程度を判定しますので、片付けや修理等をする前の画像を準備してください。

※申請者本人、または同一世帯員が来庁できない場合は委任状が必要です。

【注意事項】①申請物件の被害程度は、後日実施する調査の結果等をもとに判定されますので、罹災証明書の発行までに相当の期間がかかります。あらかじめご了承ください。

【問い合わせ】市民課 市民窓口係 ☎575-0205

### 2 災害見舞金

#### (1) 住宅の被害に対する見舞金

##### 【伊達市】

住宅の被害状況	見舞金
全壊・大規模半壊・半壊	100,000円

##### 【伊達市社会福祉協議会】

住宅の被害状況	見舞金
半壊以上	30,000円

【問い合わせ・申請先】社会福祉課 地域福祉係 ☎575-1264(市役所中央棟1階)  
伊達市社会福祉協議会 ☎576-4050

### 3 宅地関連災害の復旧補助制度

居住している宅地に被害があった場合に、5万円以上の復旧工事(1箇所あたり)における土砂撤去、崩落部分の原形復旧費用に対する補助制度です。

詳しくは担当課までお問合せください。

【問い合わせ・申請先】建築住宅課 施設整備第一係・第二係 ☎573-5064(市役所中央棟2階)

### 4 農地関連災害の復旧補助制度

個人所有の農地に被害があった場合、10万円以上の工事(1箇所あたり)における土砂の撤

去や畦畔の復旧などの費用を補助する制度です。

詳しくは、担当課までお問合せください。

【問い合わせ・申請先】 農林整備課 農村整備係 ☎573-5638（市役所中央棟 3階）

## 5 上水道・下水道・集落排水使用料の還付

地震で被災し、罹災証明の交付を受けた住宅を対象に、令和3年3月（2月使用分）の上水道・下水道・集落排水の使用料金を還付します。

（還付割合は罹災証明書で決定します。罹災証明が半壊以上の方が対象になります。）

【問い合わせ】（上水道）水道課 ☎573-4138

（下水道・集排）下水道課 ☎573-5059

## 6 市税等の減免制度

### （1）個人市民税

令和元年分の合計所得と損害の程度に応じて減免されます。

### （2）固定資産税の減免

損害を受けた固定資産ごとに、その損害の程度に応じて減免されます。

詳しくは、税務課資産税係までお問い合わせください。

### 【納期の延長措置について】

地震の被害等により、市税等の各納期までに納入が困難になられた方は、申請により納期を延長することができます。詳しくは、下記の問い合わせ先へご相談ください。

### 【問い合わせ】

税務課 市民税係 ☎575-1138 / 資産税係 ☎575-1235（市役所東棟 1階）

## 7 国民年金保険料の納付免除制度

地震による被害を受けたことで、国民年金保険料（第1号被保険者の保険料）の納付が困難な場合、申請をして承認されると保険料の全額が免除される制度があります。

【対象】 住宅、家財その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方

【問い合わせ】 東北福島年金事務所 ☎535-0141、国保年金課 給付係 ☎575-1198

## 8 住宅の応急修理

地震により、住宅が準半壊（10%）以上の被害を受け、被災した住宅を応急的に修理することにより、自宅で引き続き住むことを目的として、災害救助法に基づき、最小限の修理を支援します。

基準額 1世帯あたり 300,000円（準半壊の場合）

【問い合わせ先】 建築住宅課 電話 573-5064

## 9 災害廃棄物（ガレキ）の処理

地震により、発生した災害廃棄物（ガレキ等）の受け入れを行います。

直接、伊達地方衛生処理組合へ搬入してください。

【直接搬入日】 2月27日（土）・28日（日）（8:40～11:30・13:00～16:00）

【問い合わせ先】 生活環境課 電話 575-1228